

大口町告示第121号

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年12月10日

大口町長 鈴木雅博

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱（平成19年大口町告示第126号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,235円」を「2,240円」に、「1,262円」を「1,265円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱の規定は令和2年4月1日から適用する。